

根室市選挙管理委員会告示第 21 号

令和3年8月22日執行予定の第17回根室市議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令第127条第1項の規定により、下記のとおり定める。

令和3年8月14日

根室市選挙管理委員会

委員長 袴谷良憲



記

人数割	$\frac{21,242 \text{ 人}}{16 \text{ 人}}$	×	501	円 =	665,140	円
定数						
			固定額		2,200,000	円
			合計		2,865,140	円
				(端数100円未満切り上げ)		
					2,865,200	円